

国土交通省訓令第 7 号

改正

平成 20 年 4 月 日国土交通省訓令第 号

国土交通省防災会議の設置に関する訓令を次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

国土交通大臣 扇 千景

国土交通省防災会議の設置に関する訓令

(設置及び目的)

第 1 条 国土交通省に、その所掌する防災に関する業務を的確かつ円滑に実施するため、国土交通省防災会議（以下「会議」という。）を置く。

(事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国土交通省防災業務計画の審議及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、防災に関する重要事項の審議に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、会長、会長代行、副会長及び委員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 大臣
- (2) 会長代行 副大臣及び大臣政務官
- (3) 副会長 事務次官、技監及び国土交通審議官
- (4) 委員 官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房技術総括審議官、大臣官房技術審議官、大臣官房官庁営繕部長、総合政策局長、国土計画局長、土地・水資源局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、

自動車交通局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国土地理院長、気象庁長官及び海上保安庁長官

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長代行は、会長の職務を助け、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 4 副会長は、会長の職務を助け、会長及び会長代行に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、第1項第4号に掲げる者以外の者を委員として会議に参加させることができる。

(部会)

第4条 会長は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、その設置に係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、河川局防災課において総括し、及び処理する。ただし、交通に関連する防災に関する事項については、総合政策局技術安全課において処理する。

(緊急災害対策派遣隊)

第6条 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省防災業務計画(平成14年5月14日国土交通省防災会議決定)に基づき、国土交通本省緊急災害対策派遣隊(以下「緊急災害対策派遣隊」という。)を置く。

- 2 緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的な支援を実施するために必要な事務

3 緊急災害対策派遣隊は、隊員をもって構成し、職員のうちから大臣が指名する者をもって充てる。

4 事務次官は、緊急災害対策派遣隊の事務を統括し、緊急災害対策派遣隊を派遣する都度、派遣する隊員及び当該派遣する隊員を統括する隊長を当該派遣隊の隊員の中から指名するものとする。

5 第2項第1号から第3号までに掲げる事務については、国土交通省災害対策本部（国土交通省非常災害対策本部又は国土交通省緊急災害対策本部をいう。）の本部長又は事務次官の指揮及び命令に基づき行うものとする。

6 会議は、第2条第1号に基づき、緊急災害対策派遣隊の派遣手順及び指揮命令系統を定めるものとする。

7 緊急災害対策派遣隊の庶務は、河川局防災課において総括し、及び処理する。ただし、交通に関連する事項については、総合政策局技術安全課において処理する。

（雑則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年国土交通省訓令第 号）
この訓令は、平成 20 年 4 月 28 日から施行する。